

協定項目番号	06	議会の議員の定数及び任期等の取扱い
<p>4市町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで（合併後1年6カ月余）引き続き新市の議会議員として在任する。</p> <p>その後の一般選挙における議員定数は法定上限数（38人）とし、最初の一般選挙においては旧市町ごとに選挙区を設けるが、選挙区ごとの定数は合併時まで調整する。</p> <p>なお、2回目以降の一般選挙における選挙区は、新市で協議する。</p> <p>また、報酬、費用弁償及び議会活動への交付金は、釧路市の制度に統合するが、在任特例期間中の議員の報酬は、釧路市選出議員は月額49万円、3町選出議員は月額25万円とする。</p>		